

ムーブメントPR業務委託仕様書

1 事業目的

【県の取組】

地球温暖化によるここ数十年の気候変動は、自然災害や健康被害、生態系への影響など様々な課題を引き起こしており、温室効果ガス排出削減に向けた取組は世界中に広がっている。

本県においても猛暑や豪雨、大雪など、地球温暖化の影響と考えられる様々な現象が発生する中、県として2050年までのCO₂ネットゼロ^{※1}を宣言するとともに、条例や計画を定め、CO₂ネットゼロ社会の実現に向けた取組を推進しているところである。

CO₂ネットゼロ社会の実現に向けては、行政だけでなく県民や事業者等の協力が不可欠であることから、「しがCO₂ネットゼロムーブメント」として、あらゆる主体を巻き込みながら取組を進めている。

※1) 「CO₂ネットゼロ」とは

CO₂ (二酸化炭素) などの温室効果ガスの人為的な排出を減らし、森林などの吸収源を確保することで、排出量と吸収量を実質ゼロ (=差し引きゼロ・プラスマイナスゼロ) にすること。カーボンニュートラルや脱炭素と同様の意味。

【本業務の目的】

2050年までのCO₂ネットゼロ社会の実現に向けては、県民一人ひとりの取組が重要であることから、取組の「見える化」「自分ごと化」「行動変容」によるムーブメントの展開が必要である。

そのため、まずは広く県民に向けて、気候変動の現状やCO₂ネットゼロに向けた取組についての情報を発信し、CO₂ネットゼロの取組の「見える化」を図る。さらに、そこから県SNSや、県の情報発信サイト「ゼロナビしが」へ誘導し、より詳しい情報の共有や情報交流を行うことで、取組の「自分ごと化」や「行動変容」にもつなげ、ムーブメントの拡大を図る。

動画により取組をわかりやすく伝えるとともに、懸賞企画や啓発イベントをSNSと連携させ実施することで、県民へ情報発信を行い、CO₂ネットゼロへの無関心層に対するPRを図る。

〈目標〉

- ・「ゼロナビしが」ページへのアクセス数：5,000回以上
- ・動画再生回数：30,000回以上
- ・SNSのフォロワー：+100人以上

2 契約期間

契約締結日から令和7年（2025年）3月31日（月）

3 業務委託内容

（1）動画の企画、制作

- ・主に県内の若年層（10～30代）が、「気候変動」や「CO₂ネットゼロ」について関心を持ち、自分ができるCO₂ネットゼロの取組を実施するためのきっかけとなる啓発を行うため、下記の①②により広告動画2本（夏、冬）と啓発動画1本を製作すること。
- ・下記①、②のシナリオに沿ってグラフィック作成、編集等を行い、動画を制作すること。
- ・グラフィック作成および編集に当たっては、視聴した者がCO₂ネットゼロの取組に関心を持ち、キャンペーンに参加したくなるよう内容の創意工夫に努めること。
- ・ナレーションや音楽を加えるとともに、映像に関してはその内容について、委託者の確認を受け、修正等の指示があった場合には、その指示に従うこと。
- ・動画形式はMPEG-4形式（HD画質、音声あり）とする。

①広告動画

夏季および冬季用の2本の広告動画（それぞれ60秒程度）を制作するための構成シナリオの作成を行うこと。

- 家庭でできる省エネ・節電取組の例やその効果（夏季・冬季に合わせて調整）
- 啓発キャンペーンの内容紹介（夏季・冬季の企画内容に合わせて素材を調整）

広告動画の掲出先は県が別途作成するキャンペーン特設サイトを予定し、詳細は下記のとおり。

- ・ 掲出先： YouTube Japan および LINE 広告
アカウントは県で所有しているものを使用する。
- ・ 掲出期間： 令和6年度中に2回実施
夏季（7月～8月頃を想定）および冬季（12月～翌年1月頃を想定）において、それぞれ1か月間。
- ・ 運用： 事業目的および目標を踏まえた広告の運用を行う。
掲出が特定の期間に集中しないよう、調整、管理すること。
- ・ その他：
 - ・ YouTube の広告形式は TrueView インストリーム広告とする。
 - ・ LINE は動画広告（Card 型）とする。
 - ・ 滋賀県内に居住しているユーザおよび滋賀県内からアクセスしているユーザに限定して表示するエリアターゲティングを設定すること。
 - ・ 広告の実施状況について、効果測定を行い、分析等を適宜報告すること。

②啓発動画

事業の趣旨を理解し、以下の内容を盛り込んだ3～5分程度の啓発動画を制作するための構成シナリオの作成を行うこと。

- 気候変動やCO₂ネットゼロの概要をわかりやすく理解できる説明や映像
- 滋賀県の気候変動の影響、今後の予想等

なお、シナリオの作成を進める際には、適宜委託者にその進捗状況の報告を行い、作成の前に承諾を得ること。

(①、②に共有で取り入れたい要素)

- ・ モーショングラフィックスにより視覚的に目を引くデザイン
- ・ グラフなども使って、情報をわかりやすく発信（インフォグラフィック）
- ・ 行動科学（ナッジ）の要素を取り入れ、行動変容を促す

(2) 懸賞キャンペーンの企画、実施

県民がCO₂ネットゼロへ関心を持ち、また、当課SNSのフォロワー数を向上させることを目的として、当課SNSを活用した県民参加型キャンペーン（例：フォロ

一&リポストキャンペーン)を4回以上開催する。その内2回は上記3(1)①の広告動画を活用したキャンペーンとする。

県民がCO₂ネットゼロへ関心を持ち、CO₂ネットゼロの取組へ繋げることを目的として、広告動画を活用した懸賞キャンペーンを実施する。

賞品の選定にあたっては、CO₂ネットゼロに配慮するとともに、最終的には県と協議のうえ決定すること。

【業務範囲】

- ①キャンペーンの企画(募集方法、協賛等による企業との連携・調整、賞品の選定等)
- ②賞品の調達・発送・連絡
- ③バナーデータ等の企画用資材の作成
- ④キャンペーンのPRに係る業務
- ⑤その他実施に必要な業務

(3) 啓発イベント・ブース出展

上記3(1)②で作成した啓発動画を活用し、CO₂ネットゼロの啓発に資する啓発イベントの実施またはブース出展を2回以上開催する。

【業務範囲】

- ① 啓発イベント、ブース出展の内容提案、運営
- ② 連携するイベントや企業、会場等の提案
(連携先の選定方法も提案すること)
- ③ 当課SNSをフォローしてもらう仕組みを設けること。
- ④ 実施に必要な資材の手配および搬入、会場での設営および撤去
(会場や資材等の使用に必要な手続き含む)
- ⑤ 啓発イベントでの集客に必要な物品の調達
- ⑥ ブース出展での展示物やパネルの提案や手配
- ⑦ 企画開催や安全管理のために必要な人員の確保、当日進行
- ⑧ 準備から終了までの日程調整、関係者との連絡調整(謝金等の支払い含む)
- ⑨ 企画内容に応じたイベント保険等への加入
- ⑩ その他、目的の達成に必要な業務

(4) 共通事項

- ① (1)～(3)の業務の実施にあたって、滋賀県総合企画部CO₂ネットゼロ推進課が行う事業の情報を把握し、必要な連携を行うこと。
- ② 滋賀県総合企画部CO₂ネットゼロ推進課が作成した既存のロゴマークを使用すること。ロゴマークの使用にあたっては、ガイドラインを遵守すること。
- ③ 委託業務においては、多様な主体との連携を意識して実施すること。

4. 成果物

- (1) 動画データ … DVDデータ 各1枚、MPEG-4形式データ 一式
(サムネイル、バナー等は画像データとして納品)
- (2) その他キャンペーンに関わるデータ … PNG等の画像データ
- (3) 業務完了報告書

5. 納品

- 広告動画夏季版：令和6年7月31日(水)まで
広告動画冬季版：令和6年12月10日(火)まで
啓発動画：令和6年9月30日(月)まで
納品場所：滋賀県総合企画部CO₂ネットゼロ推進課

6. その他注意事項

- (1) 本業務の実施にあたっては、必要な関係法令を遵守すること。
- (2) 成果品の所有権、著作権(著作権法第27条・第28条に規定する権利を含む)、利用権は、委託者に帰属するものとし、受託者は著作者人格権(著作権法第18条第1項、第19条第1項および第20条第1項に規定する権利をいう。)を主張しないものとする。また成果品の一部に第三者が権利を有する著作物を使用した場合は、所有権、著作権、利用権等に関して必要な手続きを行い、使用料等の負担及び責任は受託者において負うものとする。
- (3) 成果品に対し、第三者からの権利の主張、損害賠償請求等が生じたときは、委託者の責に帰すべき事由による場合を除き、受託者の責任と負担によりこれを処理解決するとともに、県に損害が生じた場合にはその損害を賠償しなければならない。
- (4) 委託者は、本事業で納品された成果品を期間の制限なく無償で、インターネット、等のあらゆる媒体、手段・方法により公表(公開、配布、放送等)することがで

きることにする。

- (5) 委託者は、受託者等が考案したキャラクター等の成果物を将来にわたって使用する可能性があることから、受託者等はこれらの著作人格権を将来にわたって行使しないものとする。
- (6) 業務完了後に、受託者の責任に帰すべき理由による成果品の不良箇所があった場合は、受託者は速やかに必要な訂正、補足等の措置を行うものとし、これに要する経費は受託者の負担とする。
- (7) この仕様書について、疑義が生じたとき、または定めのない事項や細部の業務内容については、その都度、受託者は県と協議を行うこと。
- (8) 電子媒体によるデータ納品については、ウィルス対策ソフトにより検査したうえで納品すること。納品物が納品時点でウィルス等に感染していることにより、県又は第三者が損害を受けた場合は、全て受託者の責任と負担により、原状回復、及びその他賠償等について対応すること。
- (9) 秘密保護・個人情報保護
 - ・受託者は、個人情報保護法等の関係法令を遵守するものとする。
 - ・委託業務の遂行上知り得た秘密や個人情報を他に漏らし、または、その他の目的に利用してはならない。この項については、契約期間の終了または解除後も同様とする。

また、成果物（業務の過程で得られた記録等を含む。）を県の許可なく第三者に閲覧、複写、貸与または譲渡してはならない。
 - ・委託業務の遂行のために県が提供した資料、データ等は委託業務以外の目的で使用しないこと。また、これらの資料、データ等は委託終了までに県に返却すること。